

河長政企第163号

平成30年3月9日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

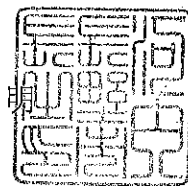
連合大阪河内地域協議会

議長 中谷 広孝 様

連合大阪南河内地区協議会

議長 東尾 勝 様

河内長野市長 島田 智明



2018（平成30）年度自治体政策・制度予算に対する

要請への回答について

平素は、市政推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>1. 雇用・労働・WLB施策</p> <p>(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について(補強)</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJタウン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p> <p>(環境経済部)</p>	<p>平成28年度より、女性の再就職に向けた講座の開催や、女性のキャリアカウンセラーによるキャリア相談事業など、地方創生交付金事業を活用し女性の活躍推進事業を実施しております。</p> <p>平成29年度については、講座やキャリア相談等の実施回数を平成28年度より更に増し女性の再就職の促進に努めております。</p> <p>また、若者の就労や雇用安定を図るため、近隣市町村で組織している「雇用促進広域連携協議会」と連携し、合同面接会やセミナー、相談会を開催し若者の雇用を促しております。</p> <p>今後は、南河内地域若者サポートステーションや雇用促進広域連携協議会などと連携を深め、若者や女性の就労に向けた支援を図りながら、特に介護や福祉分野の定着について取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について(補強)</p> <p>大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。</p> <p>(環境経済部)</p>	<p>商工業の成長や発展を進めていく上で、技術伝承と後継者育成を含めた人材の育成は、各企業や事業所において大きな課題の一つとなっております。</p> <p>本市では、各企業や事業所の人材育成支援策として、従業員が国家資格等を取得する際に必要な費用に対し助成を行っております。</p> <p>今後、このような取り組みを進め、基幹産業としての「ものづくり」の活性化及び、それを担う人材の育成支援に努めてまいります。</p>

(★)印は重点項目

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(3) <u>地域就労支援事業について(★)</u> (継続)</p> <p>未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。</p> <p>また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。</p> <p>(環境経済部)</p>	<p>本市の就労支援として、就労支援コーディネーターによる就労相談を随時受け付けております。就労支援コーディネーターは「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」の部会や、府主催研修会等に参加し好事例の情報等を共有し相談事業を行っております。</p> <p>その他、地域若者サポートステーションの相談会、女性のキャリア相談に加え、平成29年より40歳以上の就労相談を実施しており、専門の相談員による相談会の充実を図り就労支援に取り組んでおります。</p> <p>また、本市を含む近隣市町村及びハローワーク・大阪府をはじめ、各市商工会で設立している「雇用促進広域連携協議会」において、「求人求職情報フェア」や「若者就職応援フェア」等を開催し、地域における雇用促進施策に取り組みしております。併せて、「地域労働ネットワーク」を活用し、府内全域の情報共有や相互連携を図りながら相談事業などを実施しております。</p> <p>今後も、広域連携事業の充実を図り、地域における雇用労働施策の強化に努めてまいります。</p>
<p>(4) <u>生活困窮者自立支援の充実・強化について(継続)</u></p> <p>生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけでなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>平成27年度的生活困窮者自立支援事業は、支援相談員2名（主任相談員を含む）と就労支援員2名の配置と合わせて、住居確保給付金事業、一時生活支援事業を実施していましたが、平成28年度より支援相談員を1名増員するとともに、新たに大阪府広域就労準備支援事業及び子どもの学習支援並びにひきこもり支援、家計相談支援にも着手し、生活困窮者支援相談員がキーマンとなって、それぞれの事業と連携を図りながら支援を行っております。</p> <p>また、就労支援においては、市として無料職業紹介所を開設するとともに、大阪府広域就労準備支援事業において、GATB職業適性検査の実施及び一般就労や就労体験・訓練の受け入れ企業の開拓等も実施しながら、就労困難者に対する様々な支援メニューを用意して出口支援を実施しております。</p> <p>なお、生活保護制度との連携も行いながら支援を実施しております。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(5) <u>労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について</u> (継続)</p> <p>各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。</p> <p>(環境経済部)</p>	<p>本市の労働相談について、市内の社会保険労務士3名に委託し、相談申込を随時受付しております。「いじめ・嫌がらせ」などのハラスメント・メンタルヘルス相談も含め、労働環境に関わる様々な相談について、専門的知識を持った社会保険労務士に相談できる環境を整えております。</p> <p>また、本市を含む「雇用促進広域連携協議会」や大阪府総合労働事務所主催による労働者の雇用環境の向上に向けた講座等も定期的に行い、労働環境の改善に努めております。</p>
<p>(6) <u>長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について(補強)</u></p> <p>長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。</p> <p>(環境経済部) (子ども未来部)</p>	<p>長時間労働の強要や残業代の未払いなど、労働環境に関わる様々な問題について早期の解決を図るため、本市では、相談者の希望日時に合わせ専門的知識を持った社会保険労務士に相談できる仕組みを整えております。</p> <p>また、相談の中で労働基準法に抵触する案件などの場合は、羽曳野労働基準監督署に連絡するなどの対策を図っております。</p> <p>今後も、労働相談等を通じて企業の労働環境を可能な限り把握し、必要に応じて大阪労働局、大阪府総合労働事務所、労働基準監督署等、関係機関と連携し、労働問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>教員については、毎年度6月に勤務時間調査を実施し、結果を集計の上、市立小中学校校長会を通じて教員に周知し、長時間労働等の改善に活用してまいります。</p> <p>また、本年度より市立小中学校において「全校一斉休日」及び「ノー・クラブデー」を設定し、労働時間の縮減に努めています(保護者宛通知済)。</p> <p>さらに、教員の勤務時間の実態把握・管理職による働き方の指導に資するため、平成30年度からタイムカード等による出勤管理システムの導入を</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	<p>予定しています。</p> <p>なお、部活動指導が中学校教員の超過勤務時間とも大きな関わりがあることから、これまでもスクールリーダー（有償ボランティア）を各校に派遣し、負担軽減に努めてきました。今後、国・府の動向を見ながら、部活動指導員制度の導入を検討していきます。</p>
<p>(7) <u>女性の活躍推進と就業支援について（★）（補強）</u></p> <p>女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。</p> <p>（総合政策部） （環境経済部）</p>	<p>本市では、女性職員の能力を最大限に活用し、職員一丸となって女性職員の活躍推進に取り組むため、平成28年4月に「河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン」（以下、「アクションプラン」と言う。）を策定いたしました。アクションプランでは、女性職員の活躍推進に向けた具体的な数値目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおります。</p> <p>女性職員の活躍の状況については、アクションプランの取組み期間中に定期的に進捗状況を検証し、積極的な取組みを進めてまいります。</p> <p>また、女性活躍推進法が施行され、本市においても働きたい女性の再就職、またより良い就業環境で働き続けられるために、女性の再就職支援事業を実施し、女性の活躍に向けて取り組んでおります。</p> <p>この事業では、女性の再就職やスキルアップに向けたセミナーをはじめ、就労体験や女性のキャリアアカウンセラーによる相談会を実施し、就業意欲の向上や定着に向けた支援を継続的に実施しております。</p> <p>今後も、個々に合わせた支援を実施し、女性の就業率の向上に努めてまいります。</p>
<p>(8) <u>ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について（新規）</u></p> <p>妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革が必要なことから、男女が共に育児や介護などに取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、</p>

要 望 内 容	回 答 (入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です)
<p>また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。 (総合政策部)</p>	<p>河内長野市企業人権協議会等を通じ参加企業にライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発を行うほか、育児や介護サービスの充実にあります。特に、男女共同参画は男性にとっても自分らしく自由な生き方の実現につながることの理解を促進するとともに、男女共同参画推進講座等を通じて、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取り組みを進めます。</p>
<p>(9) 治療と職業生活の両立支援について(新規) 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。 (環境経済部)</p>	<p>働き方改革実行計画では、病気の治療と仕事の両立が掲げられており、病気を抱える労働者の職場における労働問題の早期の解決に向け、本市では市内社会保険労務士3名に委託し、治療しながら安心して働き続けられるための支援を行っております。 今後も、関係機関と連携し、病気を患った方々が、生きがいを感じながら働き続けられる労働環境の構築に向け取り組んでまいります。</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策 (1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について(補強) 大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。 (環境経済部)</p>	<p>平成28年度中に、観光案内所他1箇所において、公衆無線LAN (Osaka Free Wi-Fi Lite) の整備を実施し、外国人観光客をはじめとした来訪者への利便性向上を図っております。 平成29年度中に、本市の観光施策の指針となる「河内長野市観光振興計画」を策定する予定であり、観光インフラの整備や観光マーケティング強化に取り組み、「集客と消費を高める観光振興の推進」をめざし、市内経済の活性化を図ってまいります。 また、訪日外国人観光客が増加する中、本市への誘客を推進するため、多言語による情報発信などに取り組む、嗜好に配慮した観光コンテンツの創出を図ってまいります。 なお、24時間多言語コールセンターについては、費用対効果を鑑みながら、案内機能強化の方策の一つとして、検討してまいります。 外国人観光客のマナー向上のための啓発活動については、国際交流協会と連携を図りながら進めてまいります。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(2) 中小企業・地場産業の支援について</p> <p>①付加価値の高いものづくり事業の強化について(継続) 中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。</p> <p style="text-align: right;">(環境経済部)</p>	<p>①本市が策定している「産業振興ビジョン」において、「成長・発展をめざした商工業の振興」と「地域に根ざした商工業の振興」を産業振興の方針に掲げ、ものづくり産業を中心に、市内事業者の有する技術やノウハウといった強みを掴む一方で、多くの課題の把握にも努めています。</p> <p>その上で、必要な人材の確保や、専門家、産業支援機関との連携に加え、研究開発や産業財産権の取得、社内人材の育成、事務所拡張にあたっての支援制度を設けるなど、施策の充実を図っております。</p> <p>また、市内ものづくり企業支援のため、事業内容はもちろん、事業者の特徴や思いなどについても情報収集を行い、広報紙などをはじめとする媒体も活用して、情報発信等の支援に努めてまいります。また、市内事業所が持つ技術の活用に向け、MOBIO等の産業支援機関とも連携しながら、エコノミックガーゲニングの考え方のもと、活気ある地元中小企業のビジネス環境づくりを推進してまいります。</p>
<p>②TPPにおける完全累積制度の活用支援について (継続) TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。</p> <p style="text-align: right;">(環境経済部)</p>	<p>②TPPの発効が実現すれば、原産地規則の「完全累積制度」によって、中小企業の海外展開に大きな影響を及ぼすことも考えられるため、当該制度内容の理解促進及びその活用に向けた支援を、市商工会などと連携しながら進めていきます。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について（継続） 中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、 為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企 業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な 制度融資を実施すること。 （環境経済部）</p>	<p>③本市では、社会経済情勢の影響を受け資金を必要とする中小企業に対し、 大阪府中小企業向け融資制度「小規模企業サポート資金」の市町村連携型と して、より低利な融資制度として実施しております。 平成27年度より融資金額の上限引上げ・貸付利率の引下げ・融資期間の 延長を行っており、申込み受付窓口についても、市の窓口の他、市内の所定 金融機関でも可能とし融資制度の充実を図っております。 今後、引き続き利用者が迅速かつ効果的に融資制度を利用できるように 取り組んでまいります。</p>
<p>④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実につ ついて（補強） 雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と 全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけ ん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果 的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最 低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知す るとともに発注済の金額の改正を行うこと。 （環境経済部）</p>	<p>④本市におきましても、「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」 をめざすためには、中小企業の経営の安定化が必要不可欠と考えております。 そのために、市内中小企業向け融資制度や、融資利用に伴う信用保証料・ 利子等の補助制度を引き続き実施してまいります。 また、大阪労働局や大阪府から配布される大阪府最低賃金総合相談支援セ ンターのチラシ等を配架し、最低賃金の引上げによる影響を受ける中小企業 に対し相談窓口の情報提供を行うことで、中小企業が最低賃金の引上げに対 応できる環境づくりに努めてまいります。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(3) <u>総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</u> (★) (継続)</p> <p>総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。</p> <p>(総務部)</p>	<p>本市におきましては、平成19年度から市庁舎総合管理業務を対象に「総合評価入札制度」を導入し、清掃業務のみならず、設備運転管理業務、環境衛生業務等、施設に係る各種管理業務を総合的に評価するシステムを構築し、価格評価のみならず、福祉や環境にも配慮した評価項目を設定しています。また、公契約条例については、最低賃金法などの労働関係諸法令との整合性の問題など、課題も多いので、引き続き動向を見ていきたいと考えております。</p> <p>なお、大阪府市長会を通じた国の施策並びに予算に関する要望書の中で、地方公共団体が条例により、発注者の優位な立場をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾を生じることのない公契約法の制定を要望しているところです。</p>
<p>(4) <u>下請取引適正化の推進について</u> (継続)</p> <p>中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。</p> <p>(環境経済部)</p>	<p>下請事業者と親事業者との間でより適正な取引が行われるためには、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の遵守、下請ガイドライン等の周知徹底を図ることが必要です。</p> <p>窓口でのリーフレットの設置や各種相談業務において、周知徹底に努めます。</p>
<p>(5) <u>非常時における事業継続計画 (BCP) について</u> (継続)</p> <p>業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。</p> <p>(環境経済部) (危機管理課)</p>	<p>本市においては、平成27年度に「河内長野市事業継続計画 (BCP) [地震編]」を策定し、訓練等を通じて繰り返し検証を行ってまいります。</p> <p>また、企業・事業者等外部へのBCP普及については、商工会等と連携を図りながら、BCPの促進に向けて、必要な情報提供等の支援に努めてまいります。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進(新規)地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。 (環境経済部)</p>	<p>農地の食糧生産にとどまらない多面的な機能を保持するとともに、農家所得を向上させるためにも農産物の販売拡大及び付加価値向上は不可欠であると考えております。 つきましては、大阪府をはじめJAや農産物直売所、商業者等との連携を進めるとともに、営農指導、推奨作物の普及、6次産業化にむけた各種支援、市産品ブランドの展開等を通じて担い手の確保及び販路の拡大に今後とも取り組んでまいります。</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策 (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて(★)(補強) 地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。 (保健福祉部)</p>	<p>地域医療構想は、医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるもので、その推進のため地域医療構想調整会議を設け、必要な協議を行うとされています。 大阪府では、保健医療協議会・地域医療構想調整会議のもとで、病床の機能分化・連携に関する病床機能懇話会や、在宅医療の充実に関する在宅医療懇話会において、不足する病床機能の充足をはじめ医療提供体制の在り方を検討しています。 保健医療協議会や病床機能懇話会では、保険者の代表を通じて被保険者等の意見を反映させるよう取り組んでおります。 また、地域包括ケアシステム構築に向けた今後の方向性については、「第7期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（平成30年3月策定予定）でお示しし、各種事業の推進に取り組んでまいります。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(2) 予防医療の促進について(補強)</p> <p>府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>健康教育や健康相談などを通じて、市民の生活習慣の改善や健康生活の定着支援を図る事業を展開させるとともに、身近な地域でより地域の特性や健康課題に応じた健康づくり活動を進めてまいります。</p> <p>また、がん検診、特定健康診査や様々な啓発の機会において、保険者や企業などと連携を行うことで、より市民参加を促進させ、受診率の向上や健康寿命の延伸を目ざしてまいります。</p>
<p>(3) がん対策基本法の改正について(新規)</p> <p>昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講ずること。併せて、がんに関する教育を推進すること。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、健康教育や健康相談、特定保健指導等により、運動や食生活などの生活習慣改善について啓発するとともに、がん検診や特定健康診査などにおいて、保険者や企業などと連携を行い受診率の向上に取り組みでまいります。</p> <p>また、がん検診以外にも、がんに関する教育、相談や啓発を通じて、疾病の早期発見、適切な医療への結び付け、重症化予防に今後も努めてまいります。</p>
<p>(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて(補強)</p> <p>本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>介護職員処遇改善加算の取得要件については、事業所届出の計画書により、また、賃金改善実績については、実績報告書により確認し、さらに、実地指導時においても取得要件等の確認を行っております。</p> <p>また、今後も、市内の介護事業者により構成される「ケアネットワーク会」を支援し、加算の周知はもとより、研修の実施や国・府の施策に関する情報を積極的に提供するとともに、大阪府と連携を図りながら介護人材確保に向けた取り組みの推進を図ってまいります。</p>

要 望 内 容	回 答 (入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です)
<p>(5)インクルーシブ(包摂的)な社会の実現にむけて</p> <p>①障がい者への虐待防止(補強) 障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>①本市においては担当職員を配置し、虐待時の対応のための体制を整備するなど支援に努めているところです。 また、被虐待障がい者の安全確保を図るため、南河内6市町村共同で一時的保護のための居室を確保しているところとです。 今後においても、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援をめざし、大阪府等と連携を図り、地域における関係機関等による支援体制の強化や協力・実施体制の整備等に努めていきたいと考えております。 また、障がい者福祉施設については、障害者総合支援法に基づき運営規定において、虐待防止研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待防止マニュアルの作成などが義務づけられており、大阪府等との連携を図りながら、虐待の根絶に向けた取り組みを強化できるよう努めていきたいと考えております。</p>
<p>②障害者差別解消法の体制整備(補強) 障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。</p> <p>※検討中の市町村(2017年4月1日現在) 守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、<u>河内長野市</u>、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、岬町、太子町、河内町、千早赤阪村</p> <p>(保健福祉部)</p>	<p>②障害者差別解消法の目的は、障がい者を理由とする差別の解消による共生社会の実現であり、障がい者理解促進事業の実施、市ホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、住民への周知に努めているところです。 また、障害者差別解消支援地域協議会については、誰もが安心して生活できる地域を構築するために設置されている障がい者地域自立支援協議会において、設置について検討を行ってきたいと考えております。 今後においても、関係機関と連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)</p> <p>①全自治体の高位平準化(継続)</p> <p>子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。 (子ども未来部)</p> <p>②待機児童の解消(補強)</p> <p>市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。 (子ども未来部)</p> <p>③病児・病後児保育の充実(補強)</p> <p>小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。 (子ども未来部)</p> <p>④休日保育の充実(補強)</p> <p>多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービスマスター等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること</p>	<p>①事業計画に関しましては、子ども・子育て会議において、毎年進捗管理を行っており、昨年度は中間年であったことから計画値の見直しを行いました。今後も子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら、実情に応じた内容となるよう検討してまいります。</p> <p>②本市の4月1日における待機児童は0となり、認可外保育所を利用しながら待機している児童も0となっております。よって計画については今後も子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら、実情に応じた内容となるよう検討してまいります。また、市町村間の連携により広域利用として他市の保育所へ入所することができるとしております。</p> <p>③平成28年度から病後児保育を病児保育に充実しました。また、看護師を配置するなど、体調不良児への保健的な対応を日常的に行っている民間保育園には、補助金を交付しております。しかしながら、看護師を雇用するためには十分な補助とは言えないため、国・大阪府に対して財源措置を要望しております。</p> <p>④休日保育につきましては、本市の認可保育所1箇所にて自主事業により開設しているところですが、ニーズが少ないことから拡充に関しては、現在のところ検討しておりません。 なお、休日（土曜日のみ）においても委託施設で病児保育を実施しており</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>と。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。 (子ども未来部)</p>	<p>ます。</p>
<p>(7) <u>子どもの貧困対策について(補強)</u> 昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。 (子ども未来部) (保健福祉部)</p>	<p>放課後等に子どももの学習習慣の定着や自学自習する力の育成をめざし、外部人材として「学習サポーター」を全小・中学校に配置し、家庭学習をもサポートしています。地域の方々の協力で、放課後学習を実施したり、「家庭学習の手引き」を作成し、子ども同士で家庭学習ノートを評価し合う学校など、家庭学習についても高め合う取り組みを実施しているところです。 子どもを中心として、学校や家庭、地域がそれぞれの立場で、子どもへの教育の当事者として責任を持って子どもを育んでいくとともに、学校を中心として、これまで以上に人と人がつながり、学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力を高めながら、地域総ぐるみで子どもを育んでいきたいと考えております。 また、地域で活動している食堂は、孤食対策や居場所づくりのみならず、様々な年代の人々が集う交流の場として、地域のコミュニティの活性化に役立っています。この活動に対して、聞き取り調査などを行い、それぞれの地域の実情に応じた支援の方法を検討して行きたいと考えています。 生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者自立支援相談、家計相談、就労支援、ひきこもり支援、学習支援等の支援策を展開しており、就職や多重債務など様々な課題を抱えた方に対応できるよう支援を実施しておりま</p> <p>す。 また、学習支援においては、勉強を教えるだけでなく、学校生活や家庭生活での相談、進路相談、イベント開催等による居場所づくり等も実施しております。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p> <p>(1) 教育の質的向上にむけて (★)</p> <p>① 指導体制を強化した教育の質的向上(継続)</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。</p> <p>※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。 枚方市：4年生まで拡充。 堺市：小学校3～6年生を38人学級。 豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は独自で職員数確保。 (子ども未来部)</p>	<p>① 学級編成については法令に基づき、小学校3年生以上では40人学級と定められています。学級規模は、子どもの教育にとって重要な教育条件であり、国や府レベルで定数改善を行うべきであり、地方の財政力によって、義務教育に格差をもたらすような取組みには懸念を抱いているところです。</p> <p>市教委としまして、小・中学校9年間の教育を充実させるために、これまでも国及び府に対して小学校3年生以上への35人学級の拡充は要望しているところですが(大阪府都市教育長協議会、大阪府都市教職員人事主担課長会等)。</p> <p>また、きめ細かな指導が可能となるよう、指導改善加配を活用しての習熟度別指導等の少人数指導の充実に努めています。</p>
<p>② 相談体制を強化した教育の質的向上(補強)</p> <p>子どもをとりまき貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。 (子ども未来部)</p>	<p>② 本市では、府費負担の教職員に加えて多様な課題に対処できる市単費負担の専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担してチームとして職務を担う体制を整備してきたところでございます。</p> <p>具体的には、心理的・福祉的な専門スタッフとしての「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、最近重要視され始めているアクティブ・ラーニングのための「ICT支援員」や、学力向上や小中一貫教育の推進のために教職員をサポートする「マイタウンティチャー」、特別支援教育等に対応する「介添員」や「学習支援員」、医療的ケアを行う「看護師」、英語活動の質を高める「外国人英語指導員」や読書活動を推進する「学校図書館司書」、クラブ活動をサポートする「スクールリーダー」等々、他市に誇れるチーム学校の充実に努めてまいりました。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(2)奨学金制度の改善について（★）（補強）</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならぬ。引き続き、国に対して求めていくとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。</p> <p style="text-align: right;">（子ども未来部）</p>	<p>教育に関わる様々な業務を連携・分担して、チームとして職務を担う体制をさらに充実させることが、結果として、教職員が子どもたちと向き合う時間が増えることにつながるものです。</p> <p>さらに、全小学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校・保護者・地域が一定の役割を分担し合って教育に取り組んでいくと考えるところです。今後とも継続して、上記のことを推進していきたいと考えております。</p> <p>日本学生支援機構による給付型奨学金の支給が開始されたとはいえ、まだまだ十分であるとは言えないため、今後も返済困難者の救済策が広く講じられるよう、国に対して大阪府市長会を通じて要望していくとともに、大阪府の奨学金施策の充実についても大阪府市長会を通じて要望を行ってまいります。</p>
<p>(3)労働教育のキャリアアップ化について(補強)</p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のキャリアアップ化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p> <p style="text-align: right;">（子ども未来部） （総合事務局）</p>	<p>子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面する様々な課題に柔軟に対処し、社会人、職業人として自立していく力を養う教育の推進が強く求められています。そのため、今まで取り組んできた職場体験学習などの狭義の取り組みにとどまらず、人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力などの基礎的・汎用的能力を育成するため、教育計画にも「キャリア教育」の年間計画を入れ、目標設定とともに、学年間や小中学校間の連携、学校と地域や企業との連携、そして地域施設や地域人材の活用も念頭においたカリキュラムを充実させてまいります。</p> <p>また、18歳選挙権年齢の引き下げを契機に、積極的に市内の高校・大学等に出向き、さらに啓発活動の拡大を図り、出前授業を推進してまいります。この出前授業の中で、選挙の意義や投票方法のほか、若者の低投票率の影響</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について</p> <p>①女性に対する暴力の根絶(補強) 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。 (総合政策部)</p>	<p>等について説明し、若年層の政治意識の向上に努め、主権者として求められる力を育成していきたいと考えております。</p> <p>①本市では女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市役所内の関連部署をはじめ、国、大阪府及び警察など関係機関で構成するDV被害者等支援連絡会議を設置し、DVの未然防止と支援策について、代表者・実務者・事例検討の各会議を開催して情報の共有及び連携を図るほか、担当者のスキル向上のための研修を実施し、迅速で的確な対応ができるよう努めております。</p> <p>毎年、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パネル展示で情報の周知と啓発をすのほか、男女共同参画のイベントの際にはパープルリボンの紹介を行うなど、意識啓発に努めております。また、専門のカウンセラーへ女性のための相談業務を委託し、土曜日を含む月3日、年間108枠の相談日を開設していますが、今後も相談対応の機能充実を図ってまいります。</p>
<p>②差別的言動の解消(補強) 昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。 (総合政策部)</p>	<p>②ヘイトスピーチ解消法が施行されたことを踏まえ、昨年度に引き続き市長会を通し国に対してヘイトスピーチに関する施策の要望をいたしました。今後大阪府と連携し、街宣等や相談事例の集約を図り、市長会を通し国に対してヘイトスピーチに関する施策の要望に反映してもらえようように働きかけてまいりたいと考えております。条例については先進事例の研究を行いつつ、ヘイトスピーチと疑われる事例が発生した場合には大阪府に情報提供したり、本市の相談機関にヘイトスピーチに関する相談があった場合は相談者に法務局を紹介するなど、今後も関係機関との連携を図ります。</p>
<p>③部落差別の解消(新規) 昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把</p>	<p>③就職差別に関しては、河内長野市企業人権協議会・河内長野市人権協会と連携し、就職差別撤廃月間に街頭啓発等を行うほか、その他のイベント等で</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>もポスター掲示など啓発活動を行っています。また、河内長野市企業人権協議会において研修会を行うなど加盟企業への周知・啓発に努めています。部落差別解消推進法についてはチラシ配布やポスター等の掲示を行うほか、市ホームページ等に掲載し周知を図っております。今後、国・大阪府・近隣市町村や河内長野市人権協会等と連携し、社会情勢の変化もふまえ、必要な工夫・改善を行いながら、より適切な啓発施策に取り組みでまいりたいと考えております。</p>
<p><u>(5) 地方税財源の確保に向けて(継続)</u></p> <p>財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（総務部）</p>	<p>各部署に職員人件費（時間外勤務手当を含む）を含めたトータルコストで予算額を配分し、現場における予算編成権限を拡大する「包括予算」の制度を導入しました。このことにより、コスト意識の醸成や職員のモチベーションの向上を図りつつ、必要な市民サービスを確保し、現場視点による各部署の創意工夫と市民ニーズを予算に反映していきたいと考えております。</p> <p>加えて、地方分権に根ざした持続可能な行財政構造の構築を実現するために、脆弱な地方財政基盤の充実強化が必要であり、大阪府市長会及び全国市長会を通じて、国と地方の事務配分を踏まえ、さらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図られるべきとの提言を行っております。</p>
<p>5. 環境・食料・消費者施策</p> <p><u>(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)</u></p> <p style="text-align: right;">（継続）</p> <p>大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取</p>	<p>本市のリサイクル率は、大阪府内の市町村では2番目、町村を除く市の中ではトップのリサイクル率を達成しております。平成28年3月に中間見直しを行った「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）に基づき、ごみの排出抑制及び資源化を推進していくとともに、大阪府との連携に関しても積極的に取り組んでまいります。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルのできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。 (環境経済部)</p>	
<p>(2)食品ロス削減対策の推進(★)(継続) 大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。 (環境経済部)</p>	<p>家庭や事業所から発生する食品ロスの削減については、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改訂版)」に基づき、啓発活動に取り組んでまいります。また、必要に応じて民間団体等と連携し、取り組みを進めてまいります。</p>
<p>(3)木材利用促進とクリーンウッド法の推進(補強) 大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月未現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。 ※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在) 和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市 (環境経済部)</p>	<p>本市では、平成25年3月に策定しました「河内長野市木材利用基本方針」におきまして「地元材の利用促進」を掲げており、公共施設での利用を通じて木材の魅力をPRすることにより、引き続き民間施設での利用促進を図ってまいります。また、木のある暮らしの魅力発信を行うことで、木材利用促進を目指します。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(4)消費者保護と消費者教育の推進(補強)</p> <p>増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。</p> <p>また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。</p> <p>(市民生活部) (危機管理課)</p>	<p>本市では、今年度より特殊詐欺における被害を未然に防ぐため自動通話録音装置を無償で市民に貸与する制度を開始したほか、河内長野警察署と「犯罪被害防止対策に関する協定」を締結し、警察署との情報共有により特殊詐欺の電話がかかっている地域に対し、市の防災行政無線を利用しての広報の実施や、Facebook による啓発を行っております。その他防犯協会などの団体による防犯教室などの場を通じて消費者の防犯意識の向上に努めております。</p> <p>また、消費者被害の防止のため、市広報紙・ホームページを通じて注意喚起等の情報提供を行うとともに、悪質商法・特殊詐欺等について、講演会やセミナー、出前講座を実施するなど、各種啓発事業を行っております。</p> <p>なお、消費者教育推進地域協議会の設置については、大阪府や近隣市町村の動向を踏まえて検討してまいります。</p> <p>今後とも市、警察、地域関係団体、教育関係者等との連携強化を図り、消費者教育を推進し、市民の消費生活の安定及び向上を図ってまいります。</p>
<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p> <p>(1)空き家対策の強化(継続)</p> <p>倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。</p>	<p>本市では、空き家対策の推進に関する特別措置法及び河内長野市空家等の適正な管理に関する条例に基づき、空家等の所有者等に対して、空家等の適正管理を促進しているところですが、具体的には、市広報紙、ホームページや固定資産税の納税通知書などを活用し、空家等の所有者に対する啓発などに取り組んでおります。また、平成29年度、特定空き家等に関する専門家の意見を聴取するための河内長野市特定空き家等審議会を設置いたしました。今後は、現在助言・指導中の案件について、生命・身体・財産への危険性や切迫性を勘案しつつ対応を進めてまいります。</p> <p>なお、空き家対策計画につきましては、平成30年度中の策定に向けて取り組んでいるところですが、総合的かつ計画的な空き家対策を実施するため、法</p>

要 望 内 容	回 答 (入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です)
<p>※策定済み 28 市町村 〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、<u>河内長野市</u>、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕</p> <p>※2017 年度策定予定 11 市町村 〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕</p> <p>※2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕</p> <p>※策定時期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕</p> <p>※大阪府は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握 (2017 年 8 月 29 日現在)</p> <p>(環境経済部) (都市づくり部)</p>	<p>定協議会での議論を踏まえ、空家等対策計画を策定した上で、効果的に空き家対策を推進してまいります。</p>
<p>(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進(補強) 交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法</p>	<p>人口減少やマイカーの普及等により、公共交通の利用者が減少しており、公共交通サービスの必要性が高まっています。このような中、持続可能な公共交通を確保するため、本市においても交通政策基本法の制定を受け改正された「地域公共交通活性化・再生法」に則り、平成27年4月に「河内長野市地域公共交通網形成計画」を策定し、「将来のまちづくりを支えるための公共交通サービスの提供」「公共交通サービスの向上」を目標として、地域の実情に沿った公共交通ネットワークの確保に向けた様々な取組みを進めているところです。また、平成29年度は現在の計画期間が終了することから、地域公共交通網形成計画の改訂を進めております。</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。</p>	<p>なお、平成21年度に本市で設置した「河内長野市地域公共交通会議」の委員としては、一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表や、交通事業者の代表、地域住民又は利用者の代表等を選任し、労働者、利用者や地域住民の声が反映されるよう努めているところです。</p>
<p>(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策(継続) 公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーター等の設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。</p>	<p>本市では「河内長野市移動円滑化基本構想」を策定し、駅のエレベーター・エスカレーター等のバリアフリー化の促進に取り組んでまいりました。今年度も、安全対策の充実のためホームドア・可動式ホーム柵の設置等に対する費用助成や税制減免措置について、厳しい財政状況の中でも可能な施策を今後研究し、国や大阪府へも働きかけていきたいと考えております。</p>
<p>(4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について(継続) 「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。（都市づくり部）</p>	<p>平成28年に施行されました「大阪府自転車条例」については、自治会内での回覧や市の広報、ポスター、ホームページ、イベント等を通じて市民へ広報を行い、事故防止に取り組んでまいりました。自転車レーンについては、現在の道路幅員では整備が困難な状況です。しかし、今後とも大阪府や警察と連携し、他市の取り組み事例等の情報収集に努めるとともに、春・秋の全国交通安全運動等の機会を通じて、引き続き交通安全思想の普及に努めて参りたいと考えております。</p>
<p>(5)防災・減災対策の充実・徹底(★)(継続) 市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組みよう、積極</p>	<p>平時から、災害時の避難・誘導のあり方について、住民自らが災害発生リスクを察知し、主体的に避難するため、災害ハザードマップや地域の防災訓練を通じて周知を行って参ります。 また、避難行動要支援者への支援体制については、避難行動要支援者名簿</p>

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。（危機管理課）</p>	<p>をあらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員、地区福祉委員、消防団など地域の支援者に提供することで、日頃より地域主体による支援体制づくりにより、災害時の助け合い、地域防災力の向上に役立たせるとともに、防災訓練を通じて「顔の見える関係」づくりに取り組んでおります。</p>
<p>(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）（継続） 近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。 （都市づくり部） （環境経済部） （危機管理課）</p>	<p>本市では、森林組合や林業事業者と共に職員による日常的及び異常気象時に随時森林パトロールを行い、森林整備の基盤となる林道の維持管理を引き続き実施するとともに、手入れ不足のために荒廃し、災害が発生しやすい状態にある森林に対して重点的に森林整備を実施してまいります。 また、住民自らが災害発生リスクを察知し、主体的に避難するための一助となるよう、最新の災害ハザードマップで市民へ周知するとともに、特に土砂災害発生リスクの高い地区に関しては、それぞれの地区の災害履歴や危険箇所などを記載した地域版ハザードマップを地域住民とワークショップを交えながら作成し、周知してまいります。 なお、土砂災害防止法に基づく区域指定箇所の基礎調査データより、対策実施箇所の選定及び土砂災害防止工事のハード対策を大阪府に要望しているところ です。 また、河川の治水対策につきましては、治水能力の向上を大阪府へ要望し、現在、河川改修工事に取り組んでいただいております。 平成29年に発生した河川災害については、今後、応急復旧対応を行い、本復旧工事を実施していく予定となっております。</p>
<p>(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について （継続） 国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用</p>	<p>公共交通機関での暴力行為の防止につきましては、全国で発生している同様の事件等の情報収集に努め、市民への広報啓発に取り組んでまいります。 また、夜間の巡回警備の強化や利用者のマナーアップの啓発等を事業者、警察に働きかけて、各関係機関と連携しながら、市民の方や労働者の方々が安心して公共交通機関を利用できるように、安全性の確保に向けた防犯対策に</p>

「日本労働組合総連合会からの2018年度（平成30年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（都市づくり部）</p>	<p>取り組んでまいりたいと考えております。公共交通機関の事業者が独自で行う施策への費用補助については、厳しい財政状況の中でも可能な施策について、研究していきたいと考えております。</p>

